匝瑳市行政改革推進委員会条例

平成18年6月27日 匝瑳市条例第148号

(設置)

第1条 市は、行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、匝瑳市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。
- 2 委員会は、市長から行政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市 長に対し必要な助言を行うことができる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の 任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正)

- 2 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18年匝瑳市条例第39号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第1その2中特別職報酬等審議会委員の項の次に次のように加える。

行政改革推進委員会委員 日額 6,000円